

生活衛生とちぎ

題字 加賀田 修一 氏

編集・発行

公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0047
栃木県宇都宮市一の沢2丁目16-21 IDビル
TEL028(625)2660
栃木県保健福祉部医業・生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市瑞田1-1-20 TEL028(623)3110

令和8年度事業計画の概要

I 生活衛生関係営業対策事業

1 相談指導等事業

(1)生活衛生営業相談室の運営

- ア 経営指導員による経営、税務、金融、衛生等に関する相談指導
- イ 地区生活衛生営業相談室の開設による相談指導
- ウ 顧問弁護士による法律相談
- エ 顧問税理士による税務相談

(2)融資指導等

- ア 融資に関する相談指導及び融資制度の普及啓発
- イ 非組合員の生活衛生融資に係る推薦事務(受託事業)

(3)巡回指導事業

経営特別相談員による巡回指導

(4)生活衛生関係営業再生支援特別研修会

経営特別相談員及び生衛事業者を対象とした研修会

(5)指導員研修事業

経営特別相談員を対象とした専門的知識習得のための研修

(6)消費者コールセンター事業

消費者コールセンターの開設による消費者からの苦情相談等への対応

(7)調査事業(受託事業)

- ア 生衛業経営状況調査
月次の経営状況について定期的に調査
- イ 景気動向等調査
四半期毎の景気動向等について定期的に調査

2 分野調整等指導事業

大企業の進出や過当競争による紛争、弊害等の解決を目指し、調査、情報収集・分析を実施

3 後継者育成支援事業

インターンシップ事業等による若年者の生衛業に対する職業観の向上及び後継者確保対策の推進

II 生活衛生営業振興事業

1 組合振興計画事業等運営事業

(1)消費者懇談会

消費者ニーズを把握し経営に生かすための消費者との懇談会

(2)経営者等講習会

柔軟で個性豊かな営業を展開するための経営者等を対象とした講習会

2 地域ふれあいたすけあい事業

福祉的モデル事業等地域における社会貢献的な事業

3 生活衛生関係営業組織強化事業

(1)衛生水準の確保・向上事業

組合活動の活性化、組織基盤の強化等に係る生衛組合の取組を支援するための事業

(2)各種会議

- ア 協議会支部長等合同会議の開催
- イ 組合事務局長等会議の開催

III 標準営業約款登録事業(Sマーク)

生衛業者の質の確保及び消費者等の選択の利便を図るため、標準営業約款制度の普及を促進

IV 普及啓発事業等

1 広報誌発行事業(受託事業)

「生活衛生とちぎ」を定期発行

2 普及啓発事業

各種啓発資材、ホームページの充実等による適宜適切な情報提供及び普及啓発の推進

V クリーニング師等研修事業(受託事業)

クリーニング師及びクリーニング業務従事者を対象とした研修等

VI ふれ愛入浴サービス事業

小山市における高齢者や障がい者を対象とした入浴サービス事業

事務所移転のお知らせ

このたび(公財)栃木県生活衛生営業指導センターは、5月1日付けで下記住所に移転いたしました。

〒320-0047 栃木県宇都宮市一の沢2丁目16-21 IDビル202号

TEL 028-625-2660 FAX 028-627-5114 ※電話番号、FAX番号に変更はありません。



就任のご挨拶

栃木県保健福祉部長 佐野 圭吾

このたび、保健福祉部長を拝命いたしました佐野圭吾でございます。

公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係営業者の皆様には、本県の生活衛生行政をはじめ、保健福祉行政の推進に一方ならぬお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、生活衛生関係営業を取り巻く環境は大きく変化しており、原材料費や燃料費をはじめとする物価の高騰や少子高齢化の進行等に伴う人材不足は、多くの事業者の皆様が直面する共通の課題となっています。

こうした中、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターにおかれましては、生活衛生関係営業者に対する経営支援などに積極的に取り組まれており、また、生活衛生関係営業者の皆様におかれましては、生活衛生業界の活性化に御貢献いただいております。改めて敬意を表する次第です。

県といたしましては、引き続き、生活衛生関係営業の経営の健全化と、衛生水準や消費者サービスの維持・向上に向けた各種施策に取り組んで参りますので、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

併せまして、県では現在、重要な課題の一つである人口減少問題への対応として、「栃木県人口未来会議」を設置し、全県一丸となって取り組むべき目標を定めております。ぜひ皆様におかれましても、「人口未来アクションプラン」の作成を通じ、未来への希望につながる社会づくりに御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター及び生活衛生関係営業者の皆様のますますの御発展と御活躍を心から御祈念申し上げます。



就任のご挨拶

栃木県保健福祉部 医薬・生活衛生課長 秋田 光洋

このたび、医薬・生活衛生課長を拝命いたしました秋田 光洋でございます。公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター並びに生活衛生関係営業者の皆様におかれましては、平素より本県の生活衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活衛生営業は、身近な生活に欠くことのできないサービスを提供することにより、県民の皆様の快適で衛生的な生活環境を支え、日々の暮らしに安らぎと豊かさをもたらす極めて重要な役割を担っております。また、地域に密着した事業活動を通じて、地域社会の活力の維持・向上にも大きく寄与しているものと認識しております。

近年、社会環境や価値観が大きく変化する中、人材育成や次世代への技能の継承、さらにはデジタル化への対応など、将来を見据えた取組が求められております。そうした状況下においても、法令遵守はもとより、自主的な衛生管理の徹底や経営努力を重ね、サービスの質の向上に努めておられる皆様の御尽力は、地域社会からの信頼の維持・向上につながるものであり、深く敬意を表する次第でございます。

県といたしましては、今後とも関係者の皆様との連携を一層強化し、現場の実情や課題を踏まえながら、生活衛生業界の健全な発展と県民の安全・安心の確保に向け、各種施策を着実に推進してまいります。引き続き、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター並びに生活衛生関係営業者の皆様のますますの御発展と御活躍を心よりお祈り申し上げ、御挨拶いたします。

センターだより 関東甲信越静ブロック経営指導員会議を開催しました

令和8年2月28日（金）、ホテルニューイタヤ（宇都宮市）において第61回関東甲信越静ブロック経営指導員会議を開催しました。

この会議は、関東甲信越静地区1都10県の経営指導員等が構成員となり、各都県で抱える各種課題の解決や情報共有、国への要望についての意見交換等を行うことなどを目的に、各都県が輪番制で事務局を担当して毎年開催しています。

今回は当県が担当県となり、ご来賓の厚生労働省生活衛生課 山口己智一専門官、県医薬・生活衛生課 小島敏課長、全国指導センター 伊東明彦専務理事をはじめとして総勢41名の関係者にお集まりいただきました。

会議では、まず厚労省山口専門官に「生活衛生行政の現状と課題について」、全国センターの伊東専務及び各担当者からは全国センターの各種事業についての説明をいただいた後、各都県からの照会事項や要望事項について意見交換を行いました。

特に、照会事項や要望事項については、予定の時間を超過しての活発な意見交換となりました。

また、会議終了後の情報交換会では、様々な話題についての意見交換に加え、県中華料理生活衛生同業組合の亀井理事長のご協力による餃子の実演提供や、本県特産のいちご主要3品種の食べ比べなどもあり大いに盛り上がりました。

このたびの会議等の開催に当たり、ご支援、ご協力いただいた関係者の皆様には、この紙面をお借りして御礼申し上げます。



組合だより 災害時の支援活動について～喫茶去塾（経営者等講習会）～

料理業生活衛生同業組合

2月16日（月）、「一八ARAKAWA」（宇都宮市）において、新年会に併せて経営者等講習会を開催しました。

テーマは「災害時の支援活動について」と題して、県社会福祉協議会の地域福祉・ボランティア課主任 柳田穰様と、同課主事 佐藤道士哉様をお迎えし、ご講演いただきました。

講習会の中で、「自分たちで何ができるか」を考える時間をいただき、組合としては「炊き出し」という意見が多かったのですが、講師からは作るだけではなく、学生ボランティアなどでもできる献立の作成やメニュー開発等についての提案のほか、個人々々の得意な分野を生かす支援方法として、お年寄りの話し相手や趣味を生かした支援など、より幅広い活動についてのお話がありました。

組合員からは、昨今多発傾向にある災害の発生を受けて積極的な意見や質問などがあり、今回の講習会を契機として、社会福祉協議会等にご協力いただきながら、もしもに備え組合としても支援活動ができるように災害時の対応について話し合いを重ねていきたいと思っています。



組合だより

「Instagramの活用について」～経営者等講習会～

クリーニング業生活衛生同業組合

11月30日（日）、栃木県庁舎西別館会議室にて「Instagramの活用について」をテーマに経営者等講習会を開催しました。

講師にジャイロ総合コンサルティング株式会社コンサルタントの田中美奈子氏をお招きし、組合員7名が受講しました。

Instagramの基本的な使い方から投稿の工夫や注意点、効果的な写真の載せ方など、実際にスマートフォンを使い、質疑応答も交えながら終始和やかな雰囲気の中で学ぶことができました。

今回の講習会を通して、SNSを活用した情報発信の重要性と可能性について理解を深めることができ、今後もお店の魅力を広く発信していく取組みを行っていきたいと思います。



組合だより

「水素水を使用した蕎麦作りについて」～再生支援特別研修会～

めん類業生活衛生同業組合

3月5日（木）、そば割烹 日晃（鹿沼市）において、(株)日本トリムの栗原氏を講師に迎え「水素水を使用した蕎麦作り」をテーマに再生支援特別研修会を開催しました。

研修会では、水素水の機能や特性等について説明を受けた後、活性酸素水を使った実験や、蕎麦と出汁について水素水と水道水を使ってそれぞれの違いを体験することができました。

中でも興味深かったのは、鰹節を入れ数秒で水の色が変化し数分で出汁が取れたことでした。

参加者へのアンケートの結果は次のとおりです。

直ちに営業での出汁取りや蕎麦打ちに採用できる状況にはありませんが、水素水の認知度が向上することで消費者へのアピールにつながるのではないかと感じました。

○出汁の香りや味に違いを感じた

…………… 35%（粉節を10分煮出した）

○健康効果に興味を持った……………31%

○蕎麦の香りと味に違いを感じた……………24%

○前日打った蕎麦の味と香りに違いを感じた

…………… 7%

○何も感じなかった…………… 3%

○実際に使用したい又は導入を検討したい

……………86%



R8年度クリーニング師研修・業務従事者講習

今年度は、第13クール（R7～R9）の2年目となります。（公財）栃木県生活衛生営業指導センターにおいては、1型（会場集合型）と2型（通信型）を実施します。当センターホームページを参照のうえ、申込みをお願いします。

なお、今年度から、（公財）全国生活衛生営業指導センターにおいて、オンライン型の研修・講習を実施します。自宅や勤務先でPCやスマートフォンから受講が可能となり、申込みから修了証発行まですべてオンラインで完結しますので、御利用を御検討ください。

★栃木県1型（会場集合型）※対象地区：県西・県東・県北・宇都宮地区

＜クリーニング師研修＞		＜業務従事者講習＞	
開催時期	開催場所	開催時期	開催場所
9月13日（日）	パルティ301	9月8日（火）	宇都宮市保健所3F
12月15日（火）	宇都宮市保健所3F	12月6日（日）	パルティ301

★栃木県2型（通信型）※県内全地区対象

〔申込期間〕 令和8年9月1日（火）から令和8年11月6日（金）まで
（テキスト等は11月12日以降に発送します）

〔レポート提出期限〕 令和9年1月8日（金）

★オンライン型 ※全国一律開催

オンライン受講の詳細/お申込は下記QRコードより



こちらから

お問い合わせ eラーニングサポートセンター

✉ support-seiei-cl@gakkenlx.co.jp

☎ 03-6635-1607

平日（月～金）10:00～17:00
土日祝日・年末年始休業

<https://seiei-cl.jp/>

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター



令和8（2026）年度調理師試験の御案内**1 試験の日時及び場所**

- (1)日 時 令和8（2026）年8月5日（水）午前9時30分～正午
(2)場 所 宇都宮短期大学附属高等学校（宇都宮市睦町1-35）

2 試験科目

- (1)公衆衛生学 (2)食 品 学 (3)栄 養 学
(4)食品衛生学 (5)調 理 理 論 (6)食文化概論

3 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

- (1)学 歴
学校教育法第57条（高等学校の入学資格）に規定する者
(2)職 歴
給食施設又は営業施設の調理業務に従事した期間が、2年以上となる者

4 提出書類

受験願書に次の書類を添えて提出してください。

なお、受験願書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において配布するものを使用してください。

- (1)調理業務従事証明書
(2)写真及び受験票

5 受験手数料

6,100円

※POSレジ（宇都宮市を除く）又は電子納付により納付してください。

6 受験願書の受付期間及び提出先

- (1)受付期間 **令和8（2026）年6月3日（水）～6月9日（火）（ただし土日を除く）**
午前9時00分～正午及び午後1時～午後5時00分

(2)提 出 先

ア 県内居住者：居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所）
ただし、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町居住者は、
県北健康福祉センター

イ 県外居住者：栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

(3)提出方法

郵送不可。提出先に持参してください。

不備がある場合は受け付けませんので、提出書類一式を十分確認し、修正等が必要となった場合に備えて、余裕を持って出願してください。

7 問い合わせ先・詳細

- (1)栃木県内の健康福祉センター（居住地が栃木県内の方で、宇都宮市外の方）
(2)宇都宮市保健所（居住地が宇都宮市の方）
(3)栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課（居住地が栃木県外の方）
問い合わせ先等の詳細は下記ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/life/shokuseikatsu/eisei/chourishi/announce.html>



※製菓衛生師試験についても、同様のスケジュールで実施いたします。詳しくは上記ホームページを参考に居住地を管轄する健康福祉センター又は宇都宮市保健所までお問い合わせください。

生活衛生関係営業施設数

令和8年3月31日現在

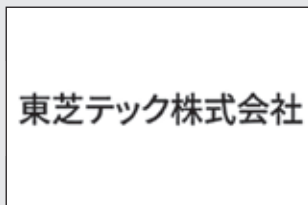
業 種	施設数	備 考
理容所	2,053	
美容所	4,694	
クリーニング所	297	リネン・取次所を除く
興行場	63	映画館、劇場に限る
旅館・ホテル	1,403	
一般公衆浴場	8	



業 種	施設数	
	改正前	改正後
一般飲食店	2,748	9,376
旅館・ホテル	296	555
寿司屋	88	
そば・うどん屋	190	
バー・キャバレー	639	1,850
仕出し・弁当屋	420	584
惣菜店	79	
コンビニエンスストア等	206	1,356
喫茶店営業（店舗）	64	
食肉販売店（包装除く）	203	483

※飲食店営業等については、令和3年6月の改正食品衛生法施行により許可業種の内訳が変更になりました。改正後の許可業種への移行については、経過措置期間が設けられているため改正前・後に分けて計上しています。

（公財）栃木県生活衛生営業指導センター 特別（賛助）会員



弁護士による**無料法律相談**のご案内

営業に関することや、身の回りで起きた様々な困りごとについて、白井弁護士（顧問弁護士）から助言や指導を受けてみませんか！

相続、不動産、労務関係等、幅広く対応いたします。

随時
対応

相談
無料

秘密
厳守

相談の流れ

1. 下記の申込書に記入して、**FAX**または**メール**でお申し込みください。
2. 栃木県生活衛生営業指導センター担当より、折り返しお電話します。
→ 相談内容の確認や日程調整を行います。
3. 白井裕己弁護士の事務所にて相談を行います～その場で助言！
→ 相談場所：県央うつのみや法律事務所（宇都宮市清住3-5-3）



白井裕己弁護士

お申込み・お問合せ

（公財）栃木県生活衛生営業指導センター

TEL：028-625-2660 FAX：028-627-5114 メール：tochigicenter@seiei.or.jp

（必要事項を記入してこのまま送信してください）

生活衛生関係営業 法律相談申込書

令和 年 月 日

次のとおり法律相談を希望します。

(フリガナ) 貴方のお名前		電話番号・携帯番号					
店舗・施設名		メールアドレス					
住所	☐ 自宅 ☐ 店舗等	〒 ー					
加入生衛組合 (該当項目に☑)	☐ 理容 ☐ 食肉	☐ 美容 ☐ 飲食	☐ 興行 ☐ 寿司商	☐ クリーニング ☐ 食鳥肉販売	☐ 公衆浴場 ☐ 中華料理	☐ 旅館ホテル ☐ 社交飲食	☐ めん類 ☐ 料理
相談希望日	第1希望	月 日 () 午前 ・ 午後	第2希望	月 日 () 午前 ・ 午後			
相談事項に○を付けてください。							
1 相続関係 2 不動産関係 3 労務関係 4 その他							